

## 目 次

- 1 ホームレスに対する生活保護の適用について
- 2 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改訂について（通知）
- 3 「生活保護法による保護の実施要領の  
取扱いについて」の一部改正について（通知）
- 4 別冊問答〔居宅生活ができると認められる場合の判断の視点〕
- 5 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は  
低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について
- 6 生活保護法による住宅扶助の認定について

社援保発第 0731001 号  
平成 15 年 7 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

## ホームレスに対する生活保護の適用について

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第 1 号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められているところであるが、今般、下記のとおり、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な取扱いを定めたので、了知の上、生活保護の適正な実施にいろいろ泣きを期されたい。

なお、本通知の 1 については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

また、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成 14 年 8 月 7 日社援保発第 0807001 号本職通知）は廃止する。

## 記

### 1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する。

## 2 基本方針の留意点

(1) ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意すること。

また、自立に向けての指導援助の必要性の程度を分析するに当たっては、利用できる社会資源の状況を総合的に勘案して、ケース診断会議等において処遇の方針を樹立し、保護の適用の方法を決定すること。

(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討すること。

(3) 施設入所中においては、ホームレスの状況に応じて訪問調査活動を行い、必要な指導援助が行われるよう、生活実態を的確に把握する。

また、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関と連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援に努めること。

無料低額宿泊所に起居する被保護者については、適切な訪問格付を設定し定期的な訪問を行い、生活実態や処遇状況を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助を行うこと。

(4)(1)により、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者並びに居宅生活を送ることが可能であるとして、保護施設等を退所した者及び必要な治療を終え医療機関から退院した者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護すること。

なお、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第6の4の（1）のキにより取り扱うこと。

(5) 居宅生活に移行した者については、関係機関と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するため、及び居宅において日常生活を営むことの実現のため、基本方針に掲げられている就業の機会の確保等の施策を有効に活用する等、必要な支援を行うこと。

(6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請（保護の変更申請）が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必用な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の要否を確認すること。

### 3 留意事項

#### (1) 実施機関における取組

ア 法第9条において、都道府県及び市町村は必要に応じ、基本方針に則し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされているが、実施計画を策定しない場合であっても、福祉事務所等保護の実施機関（以下「実施機関」という。）におけるホームレスに対する生活保護の適用の考え方は、基本方針及び本通知によるものであるので留意すること。

イ そのため、実施機関においてホームレスが保護の相談等に来訪した際や急迫保護を適用する場合には、当該実施機関において必用な保護を行うものであって、施策が十分でないこと等により基本方針に沿わない取扱いを行うことがないようにすること。

#### (2) 自立支援センターにおける生活保護の適用について

ア 自立支援センターの入所者については、入所中の生活は自立支援センターで保障されており、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用は必要のないものであること。

イ 自立支援センターに入所し就労努力は行ったが、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者から保護の申請が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必用な保護を行うこと。

社援発第0731007号  
平成15年7月31日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏なきを期されたい。

(別紙)

新旧対照表

生活保護法による保護の実施要領について

(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)

改正案	現行
<p>第6 最低生活費の認定</p> <p>4 住宅費</p> <p>(1) 家賃、間代、地代等</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められた者に限る。)</u>が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、<u>限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。</u></p> <p>ク (略)</p>	<p>第6 最低生活費の認定</p> <p>4 住宅費</p> <p>(1) 家賃、間代、地代等</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (略)</p>

社援発第0731007号  
平成15年7月31日

各 都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏なきを期されたい。

## 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長長通知) (抄)

改正後	現 行
<p>第4 最低生活費の認定</p> <p>問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合に」とは、どのような場合をいうか。</p> <p>答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。)等を一時的な起居の場として利用している場合であって、<u>居宅生活ができる</u>と認められる場合</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>14 (略)</u></p> <p><u>15 (略)</u></p> <p>問77 <u>局長通知第6の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、<u>どのような場合をいうか。</u></u></p>	<p>第4 最低生活費の認定</p> <p>問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合に」とは、どのような場合をいうか。</p> <p>答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>14 (略)</u></p>



答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。

問 78 局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、

要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

生活保護行政につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、別添のとおり厚生労働省・国土交通省告示第1号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が定められました。

このような状況を踏まえ、別途「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成15年7月31日社援発第0731007号）等が発出されたところですが、併せて別添のとおり別冊問答を新設いたしましたので送付いたします。

敬具

平成15年7月31日

厚生労働省社会・援護局  
保護課 保護係長

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当係長 殿  
中核市

(別添)

(問 )〔居宅生活ができると認められる場合の判断の視点〕

局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を示されたい。

(答) 以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものでないので留意すること。

なお、当該視点については、施設退所時等においても同様に判断の視点となるものである。

1 面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等

2 基本的な項目

(1) 金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2) 健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるのか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身に付いているか

エ 栄養バランスを考慮した食事を摂ることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3) 家事、家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除、整理整頓できるか

ウ 洗濯できるか

(4) 安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締まりができるか

(5) 身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりをしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身に付いているか

(6) 対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

社援発第0731008号  
平成15年7月31日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難所のために  
無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う  
施設の設備及び運営について

標記の事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）については、近年、その設置数が急増しているものの、一部には居室がプライバシーに配慮されていない等利用者の適切な処遇が確保されていないもの等がみられる。

こうした状況にかんがみ、無料低額宿泊所の適切な設備及び運営を確保する観点から、別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」（以下「指針」という。）を定めたので、下記の事項に留意し、本指針の趣旨を踏まえ、利用者の適切な処遇が確保されるよう努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

#### 記

- 1 本指針は、全ての無料低額宿泊所を対象とするものであり、主にホームレスが起居している無料低額宿泊所だけを対象とするものではないこと。
- 2 各地方公共団体において、独自に無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針を策定することを妨げるものではないが、規定する内容については本指針の趣旨に沿ったものであること。
- 3 既存の無料低額宿泊所に対しては、必要な調査等を実施し、環境改善を働きかけるよう努めること。新規に届出をしようとしている事業者については、指針の趣旨、目的、内容等を説明し、遵守させるよう努めること。

4 無料低額宿泊所に起居する被保護者について福祉事務所等保護の実施機関は適切な処遇が行われているか等の生活実態の把握や一般の鎮来住宅への転居等自立の支援に努めること。

5 無料低額宿泊所の適切な運営を確保する観点から、必要に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条に規定する調査を実施し、事業者が不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、同法第72条第1項の規定により、社会福祉事業を営むことの制限又は停止を命じること。

なお、当該命令に違反して引き続き社会福祉事業を営み続けた場合には、同法第131条の規定により、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。

## 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針

### 1 設備基準

- (1) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることなど建築基準法を遵守すること。
- (2) 1の居室は、原則として、2以上の世帯に利用させないこと。  
なお、地域の実情によりこれにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり、 $3.3\text{ m}^2$ 以上確保されていること。
- (3) 居室を地階に設けないこと。
- (4) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。
- (5) 談話室及び相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。
- (6) 食事を提供する場合は、食堂を設置すること。
- (7) 浴室は、定員に見合った広さを確保すること。洗面所及びトイレは、居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- (8) 避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること。  
また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

### 2 運営基準

- (1) 入居に当たっては、利用者に対し、事業者の名称、利用料に関する事項、福祉サービスの提供開始年月日等を記載した書面を交付しなければならないこと。(社会福祉法第77条第1項)
- (2) 入居に当たっては保証人を求めないこと。
- (3) 施設長を配置すること。
- (4) 常時、生活の相談に応じるなど利用者の自立支援に努めること。
- (5) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。
- (6) 利用者等からの苦情に対しては、適正な解決に努めること。

- (7) 入浴は、週に3回以上行うこと。
- (8) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食堂等の衛生管理に努めること。
- (9) 利用者の健康管理に留意するとともに、施設内の衛生管理に努めること。
- (10) 消防計画を作成し、避難訓練を実施すること。
- (11) 常に、地域住民との相互理解に努めること。
- (12) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。
  - ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
  - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に公開すること。
- (13) 職員処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (14) 利用者名簿を整備すること。
- (15) 提供する福祉サービスについて広告するときは、内容等について著しく事実に相違する表示等をしてはならないこと。(社会福祉法第79条)

### 3 施設長等の要件

#### (1) 施設長の要件

- ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者
- イ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者

#### (2) 職員の要件

職員は、可能な限り社会福祉主事の資格を有すること。

### 4 費用

#### (1) 居室使用料

- ア 居室使用料は、無料又は低額であることとし、使用料を徴収する場合には、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。
- イ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて、低額な金額であること。
- ウ 敷金・礼金による負担を求めないこと。



( 2 ) 食費、日用品費等

ア 食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費等に見合った内容のものとする。

イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。

( 3 )( 1 ) 及び ( 2 ) の金額は、文書により本人に明示すること。また、( 2 ) の内訳を文書に示すこと。

5 そ の 他

( 1 ) 施設を開設しようとするときは、開設地を所管する都道府県、指定都市又は中核市に対し事前相談を行うこと。

( 2 ) 施設開設前に、施設の所在地の福祉事務所と利用の方法等について協議すること。また、施設設置について近隣住民の理解を得るよう努めること。

( 3 ) 利用者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。( 社会福祉法第 3 条、第 4 条及び第 5 条 )

( 4 ) 不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした場合は、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。( 社会福祉法第 7 2 条第 1 項 )

なお、当該命令に違反して宿泊所を営営し続けた場合には、刑事罰として 6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処せられるものであること。( 社会福祉法第 1 3 1 条 )

( 5 ) 2 の ( 1 ) 及び ( 15 ) に該当したときも、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。( 社会福祉法第 7 2 条第 2 項 )

( 6 ) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支計算書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。

社援発第 0731002 号  
平成 15 年 7 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

## 生活保護法による住宅扶助の認定について

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第 1 号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められ、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）等について、ホームレス等の被保護者（以下「ホームレス等」という。）に対し居宅生活へ移行するための支援等を行う場所として位置付けたところである。

しかしながら、一部の無料低額宿泊所等では、居室がプライバシーに配慮されていない等利用者の適切な処遇が確保されていない実態にあることから、別途「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を定め、無料低額宿泊所の設備及び運営の適正化を図るとともに、無料低額宿泊所等に起居している場合の住宅扶助の適用について、下記のとおり定め、平成 15 年 1 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の 1 については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

## 記

### 1 住宅扶助の取扱いについて

- (1) 無料低額宿泊所等の居室が、開口部以外が硬質の壁で区切られていること等プライバシーに配慮されたものであって、1 世帯で使用している場合には、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 3 の 2 に規定する更生労働大臣が別に定める額（以下「基準額」という。）の範囲内で、住宅扶助額を認定して差し支えないこと。

なお、居室を1世帯で使用している場合であっても、居室がカーテン等で仕切られたものである場合には、カーテン等がない状態での居室の共用状況に応じて(2)により取り扱うこと。

また、家賃額については、居住者と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

(2) 無料低額宿泊所等の居室を共用している場合は、次のとおり取り扱うこと。

ア 居室を共用する者の間で生計の同一が認められる場合

同一世帯として認定し、1世帯分の住宅扶助額の認定は、(1)に準じて取り扱うこと。

なお、家賃額については、同一世帯と認定した世帯員のうちの1人と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

イ 居室を共用する者の間で生計の同一が認められない場合

別世帯として認定し、勢多以後との住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。この場合の世帯ごとの住宅扶助額の認定に当たっては、居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、例えば、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定すること。

なお、住宅扶助額の算定の根拠となる賃貸借契約書等の写しを徴収すること。

(3) 住宅扶助額の認定に当たっては、居住者の建物内における床面積を賃貸借契約書及び実地調査により確認した上、居住実態が上記1の(1)又は(2)のどの項目に該当するかを判断すること。

なお、賃貸借契約書には、居住者の床面積が明確になるよう部屋番号等の記載が必要であり、記載がない場合は居住者から賃貸人に対し、部屋番号等の記載を求めるよう指導すること。

## 2 留意事項

(1) 無料低額宿泊所等に居住しているホームレス等に対する保護費の支払については、直接無料低額宿泊所等の事業者を支払うことなく、本人へ確実に保護費が支払われるようにすること。

(2) 福祉事務所等保護の実施機関は、ホームレス等が居住している無料低額宿泊所等を訪問し、適切な処遇が行われているか等生活実態の把握に努めるとともに、居住しているホームレス等に対して、居住上問題が生じた場合には連絡するよう徹底させ、劣悪な状況であると認められるときには、転居指導を行うとともに必要な支援を行うこと。